

【県民意見募集】第4期静岡県地域福祉支援計画 中間見直し（案）に対する意見への対応

- (1) 意見募集期間 令和5年12月27日（水）から令和6年1月24日（水）まで
- (2) 意見提出状況 4名 10件
- (3) 提出された意見に対する考え方

対応区分	対応案
①	意見の趣旨を踏まえ、計画の修正を行う場合
②	計画の修正は要しないが、意見の趣旨を踏まえ取り組む（取り組んでいる）場合
③	計画への反映を見送る場合
その他	計画本文以外に対する意見の場合

No.	項目	意見	対応区分	意見に対する考え方
1	パブコメ実施方法	同じ開始日に、パブリックコメント集中しすぎではないか。見れないページがあったり、ずさんな計画策定が多すぎる。	その他	健康福祉部は26の分野別計画を所管しており、今年度は、このうち15計画の改定と1計画の新規策定を予定しています。各々の計画の関係性などを考慮した上で御意見をいただきたいと考え、同時期にパブリックコメントを実施いたしました。
2	計画全体	市町の地域福祉計画と社協側の地域福祉活動計画を一体型にする市町が増えている。連携をするためならば、県として一体型計画策定を統一して進めるべき。	②	地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体型とした計画策定の好事例を紹介するなど、市町と市町社協の連携を促進するとともに、実効性の高い計画策定について支援していきます。
3	第1章 計画の趣旨	施策体系図（大柱、中柱）の表示がぼやけている。	その他	御意見を頂戴し、速やかに表示を修正いたしました。
4	I 第2章 共生の意識づくり	2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進 社会的養護について、一般家庭と同じように、子どもたちは生活し養育されていることを広く知っていただきたい。	②	施設や里親の元で生活する社会的養護を必要とする子どもの生活については、県ホームページで情報発信を行うとともに、毎年10月の里親月間及び毎年11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン等を通じて広く社会への周知を図ってまいります。
5	I 第2章 共生の意識づくり	3 (1) 教育機関における福祉教育・学習の推進 福祉教育の推進に関して学校を中心とした取組のためには、教員の皆様の理解促進の機会が必要。	②	障害のある児童生徒など、生活や学習上の困難の改善又は克服を支援するため、県内の全ての公立小中学校、県立学校において「特別支援教育コーディネーター」を指名し、学校内外の関係者との連絡・調整や、校内研修の企画・運営などを行っています。 また、教職員を対象とした障害に対する合理的配慮や校内支援会議の在り方、教育と福祉の連携に関する研修会を実施するほか、県内各地区において、医師や専門家等を外部講師として招き、研究協議会を開催しています。 御意見を踏まえ、引き続き、教員の福祉教育に関する理解促進を図られるよう取り組んでまいります。
6	III 第2章 福祉の基盤づくり	1 (5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の促進 障害、こども、高齢のどの制度にも該当しない方からの相談が多く、包括的な相談の体制が必要。	②	個人や世帯が抱える生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を県社会福祉協議会と連携して支援します。
7	III 第2章 福祉の基盤づくり	2 (2) 生活困窮者の自立支援対策 静岡県は、低所得者や生活困窮者への経済対策が不足している。国任せの経済対策ではなく、静岡県独自の制度、助成、支援金が必要。	②	生活困窮者自立相談支援機関における相談支援や就労支援等を行うとともに、コロナ禍において増加する困難事例に苦慮する支援員を支えるため、ヘルプデスクの設置、専門家相談会の開催を支援しています。令和5年度からは、働きづらさがある方を対象とした就労体験・就労訓練の受入先（協力企業・事業所等）を開拓するとともに、各市に情報提供することなどにより、県内全体の就労促進に向けた取組を強化しています。
8	III 第2章 福祉の基盤づくり	2 (4) 自殺総合対策の推進 中高生の男性の特性を理解し、企業においてはハラスメント防止の研修やストレスの発散法、カウンセリングの義務化など、積極的なケアの方法を検討し、取組に入れてほしい。	②	2022年の自殺者数では、中高年が増加しているため、企業の人事労務担当者等を対象に、メンタルヘルスクアを学ぶセミナーを実施するなど、企業における自殺対策に取り組んでいきます。 また、労働法に関するセミナーを実施し、ハラスメント等を防ぐための周知啓発を実施します。
9	III 第2章 福祉の基盤づくり	3 (2) 日常生活自立支援事業の促進 日常生活自立支援事業に関して、金銭管理のニーズが高い状況にあり、金銭管理に関したサービス開発が必要。	②	日常生活自立支援事業は、精神障害者や認知症高齢者等の判断能力が不十分な方を対象としており、依存症や身体障害等で判断能力には問題ないものの金銭管理ができない方は対象外とされています。 そうした、制度のはざまに落ちて、支援を受けられない方のために、国では、第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、総合的な権利擁護支援の充実に向けて、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施しています。 国モデル事業においては、「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」等の全国の実践事例を分析・検討し、取組の効果や取組の拡大に向けて、解消すべき課題の検証を進めています。県では、モデル事業の成果を市町へ情報提供することなどにより、市町の新たな取組による権利擁護支援の充実を図ってまいります。
10	III 第2章 福祉の基盤づくり	4 (1) 福祉・介護人材の確保と定着促進 「経営者等」とあるが、現場に情報促進がされなければ意味がなく、具体的に記載してほしい。ハラスメントや虐待を防ぐ取組や、産業カウンセラーの配置が必要。経営者や中間管理職の教育と抜本的な取組ができるシステムの構築を期待したい。	①	「経営者等」を「経営者・管理職」に修正いたします。(P64) また、企業の労務担当者向け労働法に関するセミナーを実施し、ハラスメント等を防ぐための周知啓発を実施します。